平成２３年（フ）第１３９号
山口県山陽小野田市大字西高泊3144番地３、旧住所北九州市小倉北区三萩野１丁目１番２―403号
債務者　柳瀬　千絵
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８３号
岐阜県可児市下切3394番地１フィロス103
債務者　小松　　隼
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３７７号
滋賀県湖南市東寺３丁目３番12号
債務者　森田　樹也
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９１号
滋賀県甲賀市水口町山3378番地84
債務者　谷崎　貴子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９７号
滋賀県草津市青地町747番地１　サンライズ青地Ａ―203
債務者　大西ひさ子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０６号
大津市今堅田２丁目２番２号
債務者　浮御堂こと　蘇理登貴男
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４０号
滋賀県栗東市上砥山1388番地１　プレッソメゾンＳ103号室
債務者　中江かすみ
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６８号
大津市衣川１丁目24番３号、前住所大津市南郷３丁目12番３号
債務者　上條　房子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７８号
堺市堺区中田出井町２丁１番４号
債務者　福岡　信彦
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２２６号
堺市堺区南三国ヶ丘町６丁１番22号
債務者　古川　　武（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２５３号
大阪府堺市西区上670番地１　ファミールハイツ鳳Ⅲ番館704号
債務者　鈴木　暁子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８８号
堺市西区浜寺公園町２丁101番地１
債務者　ポイントＩ．Ｎ．Ｇ．こと　北川　孝子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４８号
堺市北区金岡町1820番地２　白鷺スカイハイツ119号
債務者　南口　龍一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７９号
大阪府高石市高師浜２丁目５番25号　ステートリー羽衣３―Ｂ号室
債務者　平原　明美（旧姓田野）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２３号
堺市南区鴨谷台３丁３番４―424号、前住所大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地11　パルメゾンりんくう１棟102号
債務者　芦澤　秀和
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５５号
堺市南区岩室213番地
債務者　大西　　進
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５８号
堺市南区新檜尾台３丁１番６―504号
債務者　若井有希子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係